

平成27年第2回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成27年6月26日（金） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 3号 竹原市税条例等の一部改正について
- 日程第 2 報告第 4号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第34号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 議案第36号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 6 議案第37号 市長の給与の特例に関する条例案
- 日程第 7 議案第38号 竹原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第39号 竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第40号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第41号 平成27年度竹原市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 委員会提出議案第1号 竹原市議会会議規則案
- 日程第12 発議第27-4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第13 発議第27-5号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書（案）
- 日程第14 発議第27-6号 「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の国民的議論を求める意見書（案）

平成27年6月26日開議

(平成27年6月26日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	—
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 優 子	出 席
会 計 課 長	堀 川 優 子	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 重 美 紀	出 席
人 権 推 進 室 長	向 井 直 毅	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	—
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	—
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時58分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、委員会提出議案第1号竹原市議会会議規則案が提出され、発議第27-6号の変更がありましたので、日程第4号に沿って会議を進めます。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，報告第3号竹原市税条例等の一部改正について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第3号竹原市税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容と致しましては、まず、市民税につきましては、法人市民税均等割について、現行の税率適用区分の基準である資本金等の額に、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする措置を講じるものであります。また、個人市民税における住宅借入金特別税額控除について、適用期限を2年間延長する措置を講じるものであります。

次に、固定資産税につきましては、民間事業者が整備する公共施設及び一定の都市利用施設の用に供する家屋及び償却資産、津波避難施設等、サービス付き高齢者向け住宅について、課税標準の軽減措置を条例で定めることとされたことに伴い、これまでと同様の措置を講じるものであります。また、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の課税の特例及び減額について、適用期限を3年間延長する措置を講じるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、一定の環境性能を有する四輪自動車等について、その燃費性能に応じた税率を軽減する措置を講じるものであります。また、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期を1年間延長するものであります。

何卒、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2、報告第4号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第4号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明

申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円にそれぞれ1万円引き上げ、介護納付金課税額に係る限度額を現行の14万円から16万円に2万円引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の拡充としまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に、それぞれ引き上げる措置を講じるものであります。

何卒、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） ただいまの市長の説明を受けて、質問したいと思います。

このたびの国保税の改定では、課税限度額の引き上げと法定減免といいますか、低所得者に対する軽減措置が行われたということでもあります。ですから、それぞれに伴う具体的な対象者数とか影響額について、まず伺っておきたいのと、もう一つ、3月の予算の時でも申し上げましたが、国は国保の財政を安定化させるために15年度では1,700億円の公費を追加投入したり、2018年度からは年3,400億円を安定化させるために投入するというようになっておりますので、これとの関わりもあるかもしれませんが、低所得者の軽減措置の財源っていうのはどのように措置をされておりますか。

それと、先ほど言いましたように国保の安定化に伴って、竹原市に国からの財政支援っていいですか、この金額は幾らになっているかを確認しておきたいと思います。

議長（北元 豊君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 今回の改正による影響でございます。

平成26年度のデータをもとに算出しております。このたびの限度額の引き上げにより

ます影響でございますが、基礎課税分が新たに限度額に達する世帯が3世帯、市内全体では66世帯で、影響額は大体66万円程度になろうかと思えます。後期高齢者支援金等限度額が新たに限度額に達する世帯が13世帯、市内全体では84世帯、影響額は84万円程度を見込んでおります。介護納付金が新たに限度額に達する世帯が15世帯、全体で65世帯でおおよそ120万円程度と試算をしております。

次に、軽減によります影響額でございますが、5割軽減の対象世帯は118世帯増加する見込みでございます。影響額は217万円程度。2割軽減の世帯は18世帯増加すると見込んでおります。おおよそ25万円程度と試算をしております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 低所得者の被保険者に対して行う保険税の軽減について、その軽減した額を県及び市が公費で負担することにより、被保険者の負担の緩和を図ることを目的とした基盤安定制度があり、負担割合は県4分の3、市4分の1となっております。

国保財政の安定に伴って、国から幾ら支援があったかということですが、保険基盤安定繰入金に保険者支援分として、平成26年度は1,094万1,000円、国から繰出金がございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 確認を含めてになると思うんですが、先ほど国保の軽減措置として、国から1,094万円支援があるのかなというふうにならうかと思っております。ですから、私から言えば、もう少し国がお金を出してくれる、支援措置としてお金を出してくれるのならば、もう少し軽減措置の拡充なり、保険税そのものを引き下げるということも十分できるのではないかなということも思いますし、それと課税限度額を引き上げて、この財源が、先ほど説明があったのを足せば約280万円近くにならうかと思っております。ですから、そこの限度額引き上げの方もしなくても、十分法定軽減なり、具体的な税の引き下げとかということも可能ではないかなと思いますけれども、その点はちょっとどうなんでしょうか。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、基盤安定制度の

中でいわゆる国，県，市町の負担割合というものが定められて，この制度が運用されています。社会保障制度の大きな国の中での国保財政につきまして，当然国は各保険者である各市町の国保運営の状況を鑑みて，いろんな措置をされてきている訳でございます，当然のことながら，こういう大きな流れの中で，社会保障制度の改革の中で消費税の増税も含んだ財源措置を将来的ににらみ，措置をされているという風に認識をしております。当然国からの支援金については，日本全体として国に対して求めているところでもありませんし，当然その辺も鑑みながら，各それぞれの被保険者の負担についても，我々としては検討してまいりたいという風に思っております。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 是非副市長にちょっと確認で答弁頂ければと思うんですが，先ほど今市民部長の答弁は何いしました。私が言いたいのは，今提案された法定軽減5割，2割の軽減する財源として240万円余り要りますよと。それから，課税限度額の引き上げ，これは引き上げている提案ですから，この引き上げたとしたら280万円ぐらいの財源ということになります。ですから，国からの分は今1,094万円ですか，1,100万円余りになるかと思うんです。ですから，一つ課税限度額を引き上げなくても財源はあるし，それから国から1,000万円ぐらい来ている訳ですから，法定軽減だけで今240万円ぐらいしか要らない。760万円余りですか，ちょっとゆとりが出てくるじゃないかなと，ちょっと言葉をかえれば。ですから，私が常々言っているように，国がせっかくこういう財源を確保してくれる訳ですから，そこをやっぱり思い切っていったら大分下がるかという感じになるかもしれませんが，最低限として国からの1,000万円近くある，しかし法定軽減は240万円しかやってない，七百何万円余りは何とか使い方が問題があるんじゃないかなということで，早急な軽減措置なり，税を下げるそのものに私は使えらると思うんです。ですから，そこの考え方としてちょっと確認していきたいと。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） いわゆる先ほど課長が申しあげました国からの基盤安定に係る負担金に関わっての御質問でございますけれども，当然その軽減分と，平成26年度の数値でありますけれども，1,094万円という数字が合致しないというのは，全体の国保運営の中での給付費の増という中で，トータルとしての国からの支援っていうものが各それぞれの分類ごとに算出されて交付されているっていうのが現実実情でございます，その中でそれぞれの，先ほど議員がおっしゃいましたその被保険者の税の負担等につ

きまして、総合的に考えながら、竹原市の国保運営を検討してまいりたいというふうと考えておりますので、御理解を頂けますようよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3、議案第34号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第34号竹原市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、監査委員の選任に当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

本市の監査委員は2名をもって構成されておりますが、識見を有する者の中から選任致

しております坂本敏隆委員が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として小川浄慈氏を選任したいと考え、御提案をするものであります。

小川氏は、昭和45年税務大学校を卒業後、同年大阪国税局に入庁され、右京税務署、伏見税務署に勤務、昭和51年からは広島国税局に移られ、西条税務署をはじめとして管内税務署に勤務され、その間、統括国税調査官、酒類指導官、税務相談官を歴任され、平成23年7月に広島国税局総務部税務相談室相談官を最後に退職されました。その後は、同年8月から税理士として御活躍しておられます。

その優れた財務管理及び経営管理に関する見識は、監査委員として適任であると考えております。

何卒、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4、議案第35号損害賠償の額を定めることについてを議題

と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第35号損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、交通事故に係る車両の損傷について損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成27年1月19日午後6時1分頃、竹原市新庄町1365番地先の国道2号路上において、上下水道課職員が水道メーターの取替業務に係る関係書類を契約先業者から収受を終え、市役所に戻るため公用車を運転し、赤信号で停止していた相手方車両の後部に衝突し、公用車のフロント部分及び相手方車両の後方部分に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、相手方車両の修理代及び代車費用など21万1,680円を賠償することとし、協議が調ったものであります。

相手方は、この事故に起因する頸椎捻挫、打撲等の人身部分について現在も治療中であり、今後におきましても、市として誠意を尽くして対応してまいるとともに、この人身部分に係る損害賠償の額の決定についても、協議が調い次第、議会にお諮りしていく予定であります。

平素から安全運転について注意を喚起しておりますが、なお一層の事故防止の強化に努めるよう注意したところであり、今後とも、車両運転時の事故防止については、より一層の徹底を図ってまいり所存であります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第36号財産の無償貸付けについてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第36号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原流通センター株式会社へ無償で貸し付けております竹原市港町三丁目1030番12の土地を、引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在無償で貸し付けております土地3,044平方メートルにつきましては、基本的には竹原流通センター株式会社に売却処分するものであります。同社は市場及び関連店舗を建設し、市場を大同青果株式会社へ、関連店舗を関係業者へそれぞれ貸し付け、その使用料をもって、土地購入費及び建物建設費等の借入金を返済しながら運営を行っているところであります。

現時点で竹原流通センター株式会社に売却した場合、昨今の地域における経済情勢も相

まって、同社の経営が極めて困難となることが予想されますので、平成32年8月31日まで引き続き無償貸付けを行い、同社の経営安定に資するとともに、市場開設の目的であります生鮮食料品の安定供給と流通の近代化による消費者物価の安定に寄与しようとするものであります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（北元 豊君） 日程第6、議案第37号市長の給与の特例に関する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第37号市長の給与の特例に関する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成27年2月、非違行為により職員が逮捕されたことから、使用者としての責任を重く受け止め、給与を減額することとするものであります。

提案の内容につきましては、平成27年7月分の給料月額について、その10分の1を減額するものであります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） かつては職員の処分に関わる問題とか、いろんな問題に関して役所の中でもそうですし、市民の間でも厳し過ぎるとか、あるいは甘過ぎるとか、いろいろと揣摩臆測を呼んでいます。今回の件についても、先般、議会運営に関わる記事、報道の中で、この件について新聞報道がなされて、やはり市民の現時点における感覚からすれば、今の異常な政治状況と相まって、非常に甘いんじゃないかと、こういうふうなことが言われます。3月議会においても、この職員の非違行為による処分について、おそらくは市民の皆さんが考えておられるような見方からすれば、相当に甘い処分にならざるを得んのではないかと。したがってその結果、市民の間からも相当な非難を受ける可能性がありますから、市長自らが率先して処分を検討されてはいかがかということで御提案申し上げ、今議会に提案をされとる訳でありまして、その点につきましては改めて敬意を表させていただきます。

そこで、処分に関しては感情論とかあるいは道徳論、それでは済まない法に基づく処分ということになれば、判例でありますとか先行した実例等を踏まえて、個別具体的な妥当性というものを示していかなくちゃいけないと、このように私は考えております。

そこで、市長の今回の減俸処分に係る先行行為である非違職員に対する処分の判断基準、あるいは今回の市長の減俸処分に係る先行事例等について、総務課長の方から説明を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、まず今回の議案にあります市長の提案の理由について、これまでの経緯を御説明申し上げます。

まず、この件につきましては、御質問にございますように本年2月、非違行為により職

員が逮捕され、その量刑で当該職員の処分が決定したことにより、使用者責任を負うものであるという内容でございます。

この市長の給与減額につきまして、同様の事例を探しましたが、他団体での事例がなかなか見当たらないということもありまして、本市における過去の処分事例を参考にしたという状況でございます。

過去いろいろ調べてみたんですが、特別職の給与の減額につきましては、平成に入りまして過去1度ございました。これにつきましては、平成22年7月11日に実施の参議院の通常選挙における選挙区と比例区の間での投票用紙の交付誤り、これがございました。この件につきましては、公務遂行に係るものであり、過失によってであるんですが、重大な結果をもたらしたということで、市長の使用者責任を問うというものでございました。そういった観点から、この時は1カ月給料月額の10分の1を減額するという処分の内容でございました。

今回の提案の前提になります処分の職員につきましては、これは私的な非違行為であるということで、ただ公務遂行に関わらないものであります。市長としてはやはり使用者責任を問うものであるという状況でございます。

そこで、この平成22年の公務上の案件に係る量定と比較して処分を検討してまいりました。検討の過程で今回の私的な非違行為につきましては、行政運営上の実質的な損害自体は生じておりません。かつ社会的な制裁は既に受けているというものではありますけれども、社会的影響も大きいことから、重く受けとめる必要があるということになりました。そういったことから、前回と同様、これを上限としておりましたが、その上限であります1カ月間給料月額10分の1を減額するという処分方針にしたものでございます。

もう一件、この前提となりました非違行為に関する処分の内容につきまして御説明申し上げます。

この職員ですけれども、平成26年11月28日ごろ、自宅のパソコンを使いまして、無断で複製した芸能人の写真集をダウンロードできるように設定し、不特定多数の者が閲覧できるような状態にしたという著作権法の違反ということで、30万円の略式命令を受けたものでございます。ただ、初犯であるということと営利を目的としないということがありまして、3月26日に広島地裁で30万円の罰金が確定したという状況でございます。この量刑の判断でございますけれども、本市の顧問弁護士の方からは、著作権法は親告罪に当たるもので、これにはかなり重いものから軽微なものまで幅広いという状況でござい

ございました。本件は、その中でも器物損壊程度の量刑が妥当ではないかという意見を実は頂いておりました。実際に30万円の略式命令というものは、器物損壊の法定刑である3年以下の懲役または30万円以下の罰金ということと同額という状況になりました。こういったことから、処分基準の公務外非行の器物損壊を適用することが妥当であるという状況になりました。

この器物損壊でございますが、これに係る基準では減給、または戒告が妥当であるという状況でありました。ただ、減給、戒告とあるんですが、この時加重について議論することになりました。非違行為を行った職員の職責は管理職であるという立場であること、また現職公務員が逮捕されるという社会に与える影響を考慮すれば、量定に関しましては加重されるべきであると、軽減されるべきではないと考えました。その中で、先ほど申しました減給または戒告の中でも、最も重いであろう給料10分の1の減給、そして6カ月間の懲戒処分が妥当であると考えました。決定になりました減給処分の方針及び戒告処分の2案を竹原市綱紀保持審議会に諮問し、減給処分が適当であるとの答申を得たものでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（北元 豊君） 日程第7，議案第38号竹原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第38号竹原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による条項移動に伴い、同法の規定を引用している条例について、引用条項の整理を行うものであります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8

議長（北元 豊君） 日程第 8，議案第 39 号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 39 号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成 26 年 8 月 7 日付けの給与改定に関する勧告及び国の給与制度の総合的見直し等を考慮し、平成 27 年 3 月 3 日付けで竹原市職員の給与に関する条例が改正されたことに併せて、水道企業職員の管理職員特別勤務手当を改定するものであります。

改正の内容につきましては、管理職員が災害への対処等により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するものであります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（北元 豊君） 日程第9，議案第40号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第40号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、条例の定めるところにより低所得者に対する減額賦課を行うこととされたことに伴い、その対象者及び減額幅を定めるものであります。

改正の内容につきましては、第1段階の所得に該当する被保険者について、介護保険料を年額3万4,080円から年額3万672円に減額するものであります。

何卒、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） ただいま市長から説明がありましたことについて質問したいと思います。

1つは、第1段階の所得者の介護保険料の軽減ということでありまして、具体的な対象者とその影響額についてお聞きしたいのと、軽減ですから財源がどういう形で措置されたのかということをお聞かせ頂きたいと、その財源との関わりがあるんですけども、国が先ほどの国民健康保険の支援措置ではありませんけれども、介護保険料でも国としては2015年度に1,300億円の支援といたしますか、負担軽減のための措置をされております。竹原市では、国からの支援といたしますか、これが介護保険の支援が幾らになるのか

ということも含めてお尋ねしていきたい。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

今回の条例改正によりまして、介護保険料でございますが、第1段階の保険料の減額を行っております。この影響によります対象者及び額ということでございますが、今回の第1段階の保険料の減額による影響につきましては、人数が1,894人、金額につきましては約640万円というふうに見込んでおります。なお、この軽減分につきましては、公費により負担されるということになっております。負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ということでございまして、金額にしますと、先ほど影響額約640万円ということでございますので、国が約320万円、県と市がそれぞれ160万円ということになろうかと思えます。

それと、あともう一点、先ほど議員からこのたびの軽減に投じられる額で1,300億円というものがございました。これは、1,300億円につきましては、当初消費税の引き上げにつきましては平成26年4月に5%から8%への引き上げ、その後平成27年10月に8%から10%という予定であった時の軽減に投じられるお金ということでございましたが、消費税の10%の引き上げは1年半見送られまして、平成29年4月に8%から10%ということになりました。その関係でございまして、もともとの軽減策につきましては、今回第1段階の軽減でございますが、もともとの予定は高齢者の保険料の軽減を強化ということでございまして、第1段階から第3段階までの軽減を図るということにしておりましたが、消費税の引き上げが見送られたということから、今回第1段階のみの負担の軽減ということになっております。その際に国の方からの所要額と致しましては、国全体でございますが、今年の4月、第1段階の負担の軽減につきましては221億円が投入、また平成29年4月消費税の引き上げ10%実施予定されとる時期におきましては、第1段階から第3段階までまた軽減が行われますので、その際は国の所要見込みと致しましては約1,400億円見込まれておりまして、その際やはり公費の負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1ということでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） ちょっともう一回確認なんですけども、このたびの第1段階のみの国としての予算が221億円というふうに言われました。それで、竹原市としては、そ

れが具体的にどれぐらいおりにしているのかなということをもう一度確認できればというふうに思います。

それと、先ほどちょっと話の分で、10%に上がった時に1,400億円のお金が措置されるのではないかという話でありました。私、大変思うのは先ほど1,300億円というのは消費税が10%に上がった時の前提なんですけれども、この1,300億円というのは10%に上がった時の消費税の増収といたしますか、5%から10%に上がった時の増収分が約13兆円だと言われております。ですから、13兆円の財源の1%の分を1,300億円の予定がされて、しかし8%の上げでしたから、先ほど220億円ぐらいの金額しかおりにこなかったということでありました。

そこで、私が言いたいのは、市長にお尋ねしておきたいんですけども、こういういろんな全国市長会とか知事会とか、そういった国への要望の時に是非声を上げて頂きたいというのは、消費税の10%に上げるのが私らは反対の立場なんですけれども、上げたとしても増収が13兆円あると、その13兆円あるのに1%しかこういったこの予算に回してこないといたしますか、措置されてない。先ほど今説明があったように、10%になったら1から3段階の人の、1,400億円と今ちょっと金額がありましたけれども、いずれにしても消費税増収分のわずかな金額しかないんです。ですから、そういう面では、財源確保という面ではもう少し強力に働きかける必要があるのではないかということについてのお考えを聞いておきたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 議員の方から御説明がありましたとおり、社会保障制度の充実につきましては、市長会を通じ、現在も過去からも適時要望をさせて頂いているところでございます。今の制度設計では、議員御説明のような額の充当というふうなものが制度設計されておりますけれども、我々介護保険、まさに社会保障制度を担う地方の都市と致しましては、引き続き財源の確保、それから社会保障制度の充実と重点化、効率化に向けて取り組んで頂くよう要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略すること

に決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（北元 豊君） 日程第10、議案第41号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第41号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。消防費においては、地域防災ネットワーク推進事業に要する経費として、災害時に使用する簡易型発電機の購入費180万円を追加計上しております。

教育費においては、教材整備に要する経費として、国の経済対策として創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、ICT活用教育推進事業に係る小中学校のパソコン機器リース料を平成26年度補正予算として計上したため、当初の予算に計上した当該機器リース料1,184万1,000円を減額計上しております。

これに対して、歳入であります。歳出に係る特定財源として、諸収入180万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金1,184万1,000円を減額計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,004万1,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ130億9,303万8,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

当初予算において、教材整備に要する経費としてパソコン機器リース料を計上しておりましたが、このたび当該予算を減額したことなどに伴い、債務負担行為の追加及び廃止をするものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議長（北元 豊君） 日程第11、委員会提出議案第1号竹原市議会会議規則案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長（脇本茂紀君） 竹原市議会会議規則案についての提案の理由を御説明申し上げます。

このたび議会運営の活性化を目指すため、委員会付託を柱とした議会運営のあり方全般について、議長からの諮問を受け、議会運営委員会及びオブザーバーである副議長参加のもと、種々検討した結果、委員会に関する条項の追加をはじめ、全国市議会議長会標準規則と乖離した条項等の大幅な整理のため、全部改正を行うものであります。

主要な改正の第1は、委員会中心主義とするため、全国市議会議長会標準規則に従って、委員会での議事に属する条項を大幅に追加したものであります。

第2は、標準規則及び実情により、委員会付託に伴う委員長の議事整理権、委員会と本会議との関係及び議事堂の規定、出席による欠席、定数削減に伴う賛成者、論議提出者、異議申し出者等の人数の緩和等の改正を行うものであります。

第3は、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整の場として、正副議長会議、議会だより編集委員会を加えるものであります。

第4は、条項追加に伴い、これまでの章立てから章節立てへの改正並びに文言の訂正を行うものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（北元 豊君） 日程第 1 2，発議第 2 7－4 号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 本案は，議長を除く議員全員の発議であります。よって，議案の説明，質疑，討論を省略し，採決致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議案の説明，質疑，討論を省略することに決しました。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3

議長（北元 豊君） 日程第 1 3，発議第 2 7－5 号年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書（案）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 本案は，議長を除く議員全員の発議であります。よって，議案の説明，質疑，討論を省略し，採決致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議案の説明，質疑，討論を省略することに決しました。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

た。

日程第14

議長（北元 豊君） 日程第14，発議第27－6号「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の国民的議論を求める意見書（案）を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 本案は，議長を除く出席議員全員の発議であります。よって，議案の説明，質疑，討論を省略し，採決致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議案の説明，質疑，討論を省略することに決しました。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了致しました。よって，平成27第2回竹原市議会定例会を閉会致します。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 10月 9日

竹原市議会議長 北元 豊

竹原市議会副議長 大川 弘雄

竹原市議会議員 道法 知江

竹原市議会議員 堀越 賢二